

京丹後市告示第 2 2 0 号

京丹後市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 3 0 日

京丹後市長 中 山 泰

京丹後市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 2 3 条第 1 項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 法第 2 3 条第 1 項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（別記様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) これまでの空家等の管理又は活用に関する活動実績及び本市内での活動実績を記載した書面
- (6) 法第 2 4 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる業務に関する計画書（業務の方法及び体制のほか、人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定等)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第 2 3 条第 1 項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 申請者が、第9条第1項の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第3号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するものでないこと。
- (4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (5) 支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる業務として適切なものであること。
- (6) 支援法人として行おうとする業務の体制が、当該業務を行うに足る専門性を有するとともに、本市内で業務を円滑に行うことができるものであること。
- (7) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。

- 2 市長は、申請者を支援法人として指定をする場合は、空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書（別記様式第2号）により通知するとともに、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。指定をしない場合は、空家等管理活用支援法人不指定（更新）通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（指定の有効期間及び更新）

第4条 前条第1項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年とする。

- 2 支援法人は、引き続き指定を受けようとする場合においては、指定の有効期間の満了の日の2箇月前から1箇月前までの間に指定の更新申請をしなければならない。

- 3 前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、第2

条第1項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、前条第1項各号列記以外の部分中「指定する」とあるのは「指定を更新する」と、同条第2項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と読み替えるものとする。

- 4 前項の場合において、指定を更新するときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年とする。

(名称等の変更)

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（別記様式第4号）により行うものとする。

- 2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示するものとする。

(業務の廃止)

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（別記様式第6号）により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた日を公示するものとする。

(業務の報告)

第7条 支援法人は、法第24条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる業務に関する計画書を、年度ごとに、当該年度の前年度の3月末日までに市長に提出するものとする。

- 2 支援法人は、法第24条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる業務に関する報告書を、年度ごとに、当該年度の翌年度の4月末日までに市長に提出するものとする。

(改善命令)

第8条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適切かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消通知書（別記様式第7号）により当該支援法人に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月30日から施行する。

年 月 日

京丹後市長 様

（法人の住所）

（法人の名称又は称号）

（代表者氏名）

（事務所又は営業所の所在地）

空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書

京丹後市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（令和 8 年京丹後市告示第 2 2 0 号）第 2 条第 1 項の規定による空家等管理活用支援法人の指定（更新）を受けたいので、下記のとおり、誓約事項を誓約のうえ申請します。

記

1 誓約事項

- （1）京丹後市暴力団排除条例（平成 2 4 年京丹後市条例第 3 9 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 3 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するものでないこと。
- （2）役員の中に次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けるこ

とがなくなった日から2年を経過しない者

2 空家等管理活用支援法人として行おうとする業務（該当する□に✓印を記入）

- ☐ 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助
- ☐ 委託に基づく、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務
- ☐ 空家等の管理又は活用に関する調査研究
- ☐ 空家等の管理又は活用に関する普及啓発
- ☐ その他空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

3 添付書類（該当する□に✓印を記入）

- ☐ 定款
- ☐ 登記事項証明書
- ☐ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- ☐ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- ☐ これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績及び本市内での活動実績を記載した書面
- ☐ 法第24条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる業務に関する計画書（業務の方法及び体制のほか、人員の配置、個人情報保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）
- ☐ 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

別記様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長



空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり京丹後市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（令和8年京丹後市告示第220号）第3条第3項の規定により空家等管理活用支援法人として指定（更新）します。

記

- 1 法人の名称又は商号：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所又は営業所の所在地：
- 4 業務内容：
- 5 指定の期間：
- 6 指定に当たっての要件その他の事項：

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京丹後市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から6箇月以内に、京丹後市を被告として（訴訟において京丹後市を代表する者は京丹後市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長



空家等管理活用支援法人不指定（更新）通知書

年 月 日付けの空家等管理活用支援法人の指定（更新）申請については、次の理由により指定（更新）しないことに決定しましたので通知します。

理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京丹後市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から6箇月以内に、京丹後市を被告として（訴訟において京丹後市を代表する者は京丹後市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

（空家等管理活用支援法人の名称又は称号）

（代表者氏名）

名称等変更届出書

京丹後市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（令和 8 年京丹後市告示第 2 2 0 号）第 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

変更予定日	年 月 日	
変更する事項	☐ 法人の名称又は称号 ☐ 法人の住所 ☐ 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容 (該当する□に ✓印を記入)	変更前	
	変更後	
変更の理由		

別記様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

（空家等管理活用支援法人の名称又は称号）

（代表者氏名）

業務変更届出書

京丹後市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（令和 8 年京丹後市告示第 2 2 0 号）第 5 条第 2 項の規定により届け出ます。

変更予定日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

別記様式第 6 号（第 6 条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

（空家等管理活用支援法人の名称又は称号）

（代表者氏名）

業務廃止届出書

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、京丹後市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（令和 8 年京丹後市告示第 2 2 0 号）第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。

廃止日	年 月 日
廃止の理由	

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

指定取消通知書

京丹後市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（令和8年京丹後市告示第220号）第9条第1項の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

指定取消日	年 月 日
取消の理由	

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京丹後市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から6箇月以内に、京丹後市を被告として（訴訟において京丹後市を代表する者は京丹後市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。